

## 第 2 2 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和5年11月7日 午前 9時30分  
 閉会の日時 令和5年11月7日 午前10時27分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

### 委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美		○	
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子	○		
6	廣瀬 淳	○		
7	岸 正二	○		
8	田中修之	○		
9	石田恵治	○		
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

### 渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄		○	農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 5 番 鳥山 孝子 委員  
議席 6 番 廣瀬 淳 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 福田 順夫  
統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之  
統括主幹 (農業振興係長) 池田 恵美  
主 事 吉田 智洋

会 議 の 顛 末  
開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。  
定刻となりましたので、第22回渋川市農業委員会総会を開会いたします。  
開会前に、議案書を発送後に取下げが1件ございました。議案書の9ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）、申請番号5の10番（保留分）の取下げがありました。削除をお願いします。  
それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。  
以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。  
始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思えます。  
それでは、令和5年度第22回渋川市農業委員会総会を開会いたします。  
皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思えますのでよろしくをお願いいたします。  
ただいまの出席委員は、19人中18人で会議は成立しております。  
なお、議席番号1番、眞下繁美委員から欠席の届出がございました。それでは早速ですが、議事に入ります。  
まず、議事日程第1、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。  
続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に、議席番号5番、鳥山孝子委員、議席番号6番、廣瀬淳委員を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は鳥山孝子委員と廣瀬淳委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付しましたので、ご報告いたします。

許可番号5の102番、5の106番、5の109番の3件で、群馬県農業会議ネットワーク機構へ令和5年10月16日に意見聴取をしましたところ、同日をもって許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付しましたので、ご報告するものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理し

ましたのでご報告いたします。

届出は、3ページから4ページに記載の4件で、表頭左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡し時期は、記載のとおりです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。  
報告書の5ページをお願いいたします。  
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。  
届出は、5ページから7ページに記載の番号1番から7番の7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は相続、取得をした権利の種類は所有権であります。  
以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知

についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。

報告書の9ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は、9ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は記載のとおりです。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。それでは、渋川・小野上地区を青木明雄委員、子持・赤城・北橘地区を齊藤由香委員から報告をお願いします。最初に青木委員、お願いいたします。

10 番 10番、青木です。着座にて説明させていただきます。  
令和5年10月27日に実施しました、第1班、渋川・小野上地区の現地調査報告をいたします。参加者は山本委員、田中委員、野村委員と私、青木。事務局は吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川・小野上地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が6件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告します。

なお、別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じですので一緒にご覧ください。

始めに4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は畑、西は宅地、南は一体利用する同月申請されている申請番号5の5番の申請地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

次に5条の計画変更申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東は宅地、西と北は道路、南は水路となっています。申請地は問題ないと思います。

次に5条申請であります。

11ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は宅地、西は一体利用する宅地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と北は道路、西と南は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

12ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東は畑、西と南は宅地、北は一体利用する同月申請されている申請番号4の1番の申請地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東と西は道路、南は雑種地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま。

以上で、第1班、渋川・小野上地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして齊藤委員、お願いできますか。

4番

4番、齊藤。着座にて説明させていただきます。

令和5年10月27日に実施しました、第1班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、飯塚委員、青木委員、内山委員、奈良委員と私、齊藤。事務局は、池田係長、奥山主事の計7名で実施しました。

今回の子持・赤城・北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が4件、合計6件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じですので一

緒にご覧ください。

始めに、4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号4の3番の現地は、東は宅地、西は畑、南は水路、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

12ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は一体利用する雑種地、西と南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

13ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と西と北は畑、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は畑と宅地、西は畑と道路、南は道路、北は畑と道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の10番の現地は、東は宅地、西は畑、南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

18 番

はい、議長。18番、石田。

議 長

はい、18番、石田玉枝委員。

18 番

申請番号5の9番について、営農型太陽光の下部について、何を作付するか記載がありませんが、何を作るといふのはありますか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

作付については、レタスとカボチャとなっています。

議長 ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
以上で、現地調査報告を終わります。  
続きまして、議事日程第8、協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定についてをご説明いたします。  
協議書の1ページをお願いします。  
協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。  
なお、詳細につきましては、土木管理課の担当職員から説明させていただきますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

土木管理課 土木管理課、国土調査係の萩原です。  
始めに、地籍調査事業の概要について説明させていただきます。地籍調査とは、国土調査法で定められた、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とした調査であり、1筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行い、その結果を基に地図及び簿冊を作成することになります。  
渋川市では、令和4年度から2か年にわたり、北牧I地区、横堀X地区の2地区の現地調査及び測量を実施しております。  
北牧I・横堀X地区は調査面積0.26平方キロメートル、(750筆)を調査いたしました。  
お手元の協議書の説明に移ります。  
協議書2ページをお願いいたします。  
2ページから19ページまで、北牧I・横堀X地区の現地調査の結果において、農地に関する登記地目と現況地目に相違のある土地をまとめた表になります。  
表の左から、土地の所在、所有者住所、所有者氏名。調査前地目(登

記簿地目)、調査後地目(現況地目)になります。  
私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これより審議を行います。  
質疑のある方はお願いします。  
まず、私から失礼します。亡くなっている方が所有者として記載されている土地がありますが、亡くなっている人の名前で登記するのですか。

土木管理課 国土調査では、登記簿上の氏名、住所を記載をしてあります。所有権移転、つまり登記簿の氏名変更ですが、国土調査ではできないので、亡くなられている方もそのまま記載してあります。

議長 名前の漢字が間違っている人がいますが、問題ないのですか。

土木管理課 印刷及びシステムの都合上で、旧字が正しく変換されていません。申し訳ありません。

議長 ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、土木管理課において地目変更登記の手続きを行うことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり決定することにいたしました。  
続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法の第3条の規程による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。  
申請番号3の1番から7番の7件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申

請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から7番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営効率化のための申請となります。

申請番号3の2番は、農業参入のための申請となります。

なお、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることなどが定められております。

譲受人については、現在東京都に居住しており、また、農業についても新規参入とのことでありますので、農地法第3条第2項各号に該当するか否かを判断するにあたり、今後譲受人と面談を行う予定となっております。

つきましては、許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の3番から5番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

3ページをお願いいたします。

申請番号3の6番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の7番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。

また、お手元に配付してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から7番の7件についてを審議いたします。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

2 番

はい、議長。2番、高橋。

議 長

はい、高橋昭彦委員。

2 番 申請番号3の3番と3の4番について、もう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 申請書の内容に基づき説明いたします。  
申請者は前橋市在住の方です。今回の申請は渋川市子持地区の農地3筆を取得するという内容になっています。取得後の作物については、こんにやくととうもろこしを作付するということになっています。  
申請者の御家族は渋川市内に農地を所有していますが、申請者本人は渋川市内に農地がありません。「御家族が所有しているので家族経営なのではないか。」と代理人に質問したところ、代理人から申請者に確認し、「家族経営ではなく、独立して仕事をしている」と回答を受けました。  
前橋市から耕作証明書が発行されていますので、前橋市に土地の所有状況を確認しました。自作地として、田5,612平方メートル、畑5,335平方メートル、合計で1万947平方メートルを所有している状況です。  
利用状況に関して前橋市に確認したところ、季節が秋ということもありますが、作付の内容が見られなかったということです。このことが時期の関係なのかは不明ですが、草退治など、農地として耕作できる状況にはなっていると報告を受けました。  
以上になりますが、補足説明が必要な部分がありましたら、お願いします。

議長 自作地として、田5,612平方メートル、畑5,335平方メートルということで報告がありましたが、田に関しては、耕作しているかということで、稲株について確認する必要があると考えますが、いかがですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 稲株について、前橋市に確認しましたが、「担当職員は非農家であるため稲株までは判断できない」と回答を得ています。

議長 御家族に関して、過去に疑義が出ており当農業委員会で何度か問題となっていますので、よく確認する必要があるのではないかと考えますがいかがですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 本日の総会で決定していただければと思います。必要であれば、面談等実施していくことも考えています。

議長 私から提案してよろしいですか。

御家族が、農地の取得目的及び管理について問題視されることがあったということを踏まえて、今回の申請に関して運営委員に「現地調査をしてきてほしい」と提案いただければ、運営委員として、議長である私と、会長職務代理者、農政部会長の3名と、事務局で現地を確認したいと思います。それまでは、保留としたいと思うのですがいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 では、日を改めて高橋昭彦委員、飯塚敬子委員と私、山本の3名と事務局で現地を確認し、皆さんに報告します。今回は、許否の判断を保留としたいと思います。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ひとつ補足なのですが、前橋市で農地を取得したのが、令和5年2月7日となっています。

前橋市農業委員会では、農業経営の状況を把握するため、収支などを提出してもらい、判断したと確認しています。

議長 では、前橋市では税法上の取扱いは別経営として把握しているということですね。

事務局 税については、2月16日から3月15日の間に確定申告となりますので、令和5年2月7日に農地を取得した場合、税の申告はされていません。

前橋市では、農業経営に関する書類として、農業経営方針といったものを提出してもらった上で、3条許可を出したと報告を受けています。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議長 はい、2番、高橋昭彦委員。

2 番 農地取得が今年の2月ということであれば、税金の申告は難しいと思います。ただ、作物を作って農業経営をしているのであれば、出荷先への販売証明書などの書類はあるかと思うので、許否の判断に当たってそういったものを求めていくべきではないかと思います。実態が独立経営であれば、販売証明にしても、申請者の名義になっていると思います。田であれば、普通はそろそろ収穫も終わっているのではと。作っているのであればですがね。実態のない申請者に許可を出すわけにはいかないの、運営委員で現地を見に行き、本人との面談も必要かなと思います。なので、私としては保留とすることに賛成です。しっかりと農業経営をされているのであれば、経営者として認定をしたい気持ちですが、今の段階では疑問符がつくので保留にすべきかなと思います。

議長 申請地の中郷の大野の農地ですが、土手が5メートルぐらいあり、耕作不利地となっています。あえて耕作不利地を購入し、農地改良という名目で土を入れるのが目的ではないかと考え、保留にして詳しく調査をする提案をさせていただきました。よろしくお願ひします。  
ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から7番の7件のうち、農地法第3条第2項各号に該当するか、今後譲受人と面談し判断を行う、申請番号3の2番と、運営委員と事務局で経営実態に関して調査を行う申請番号3の3番、4番の3件については保留とし、申請番号3の2番から4番の3件を除く、申請番号3の1番から7番の4件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から7番の7件のうち、申請番号3の2番から4番の3件については保留とし、申請番号3の2番から4番を除く申請番号3の1番から7番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による

許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号4の2番は、JRの駅から約170メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号4の3番は、農用区域内にありますが、農地改良を実施するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から3番の3件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

18番 はい、議長。18番、石田。

議長 はい、18番、石田玉枝委員。

18番 申請番号4の3番、農地改良ということですが、盛土をどういった所から持ってくるか分かりますか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 申請書に添付してもらう資料として、過日、新たに添付書類を求めることが決定し、今回の申請に関しても、残土証明書を提出していただきました。工事元請負業者につきましては、群馬県佐波郡玉村町の個人となっています。残土の発生場所としましては、埼玉県朝霞市内の残土ということです。工事内容としては、置場としての工事から発生している残土ということです。工事元請負業者から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する産業廃棄物ではない旨の残土証明書が提出されています。

議長 ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から3番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号4の1番から3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は令和5年4月17日付指令により、「特

定建築条件付売買予定地（1区画）」として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、計画を見直し、申請地を「特定建築条件付売買予定地（2区画）」として目的変更申請するものです。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、申請番号1番の1件については、議案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から10番の10件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の11ページから13ページ関連です。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から10番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地はすでに農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の2番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に二つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の3番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。12ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地は周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の7番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に二つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。13ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の9番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を10月31日に実施いたしました

が、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地は周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から10番の10件について審議します。

まず始めに、申請番号5の9番の1件について審議します。

それでは、営農型太陽光発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して内山繁司委員にお願いいたします。

11 番 はい、議長。11番、内山。

議長 はい、11番、内山繁司委員。

11 番 着座にて説明させていただきます。  
調査は、10月31日に、山本彰一郎会長、高橋昭彦会長職務代理者、飯塚敬子農政部会長、内山光司推進委員と私、内山。事務局からは福田事務局長、吉田係長、池田係長の合計8名で実施しました。  
お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合でありましたので報告します。以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、申請番号5の9番の1件について審議します。  
先ほどの報告を含め、当該申請事案について、質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第4号、申請番号5の9番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、申請番号5の9番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、申請番号5の9番を除く、申請番号5の1番から10番の9件について審議します。質疑のある方はお願いします。

10 番 はい、議長。10番、青木です。

議長 はい、10番、青木明雄委員。

10 番 申請番号5の4番について、現地調査時に水道管が設置してあるのが見受けられました。これに関して、事務局からの説明を求めます。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 水道管に関して、事務局で確認したところ、正式な日付までは不明ですが、平成7年に設置されたということでした。現在、長らく休止状況とのことでしたので、農地転用の事前着工には当たらないと考えています。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議長 はい、2番、高橋昭彦委員。

2 番 私の地元なので分かるんですが、平成のときから、所有者のお父さんが菌床キノコをハウス栽培していました。菌床キノコですから、水が必要ということで、そのときに水道管を立ち上げたと記憶しています。その後、お父さんが亡くなってハウスを撤去し、今は更地になっていると思いますが、現地調査で見てもらったときは水道管があった部分はコンクリートがまだ残っていたのではないかと思います。

議長 ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第5号、申請番号5の9番を除く、申請番号5の1番から10番の9件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号5の9番を除く申請番号5の1番から5の10番の9件については、議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第14、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてをお願いいたします。  
農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなっております。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区・赤城地区・北橋地区における農用地利用集積計画です。

なお、この計画概要の公告は、令和5年12月1日を予定しています。

計画概要については、15ページの表の右の合計の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、渡人が9人、受人が7人、筆数が12筆、面積が2万8,844平方メートルです。

個別の内訳は、16ページの令和5年12月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりです。

また、この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えています。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第6号、農用地利用集積計画の決定につきましては、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。  
以上をもちまして、第22回総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時27分>